

平成30年度「県政世論調査」への御協力をお願い

県民の皆様には、日頃から愛知県政に対して御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、愛知県では、県政運営の基礎資料とするため、県民の皆様には県政に対する御意見や御意向をアンケートによりお答えいただく「県政世論調査」を実施しています。今回の調査は、「『花の王国あいち』について」を始め7項目について実施いたします。

今回の調査の実施に当たり、対象者として、満18歳以上の県民3,000名の皆様を無作為に選ばせていただきました。御多忙のところ恐縮ですが、是非とも調査への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、調査に当たりますは、株式会社 ライフラインに委託して実施いたします。

平成30年7月

愛知県知事
大村秀孝



【御記入に際してのお願い】

- この調査票は、**宛名の御本人**がお答えください。
- 御回答は、黒の鉛筆又はボールペンなどで、この調査票に直接御記入ください。
- 御回答期間に御本人が御不在の場合は、そのまま廃棄してください。（御本人以外の方に代わってお答えいただく必要はありません。）
- 御回答は**無記名**です。結果は、統計数値としてまとめるため、**個人のお名前や御意見が特定されることは、決してありません。**
- 御自身の率直なお考えや御意見を御記入ください。
- 御回答いただきました調査票は、**平成30年7月20日（金）までに、同封の返信用封筒に入れて、ポストに入れてください。（返信用封筒に切手を貼付していただく必要はありません。）**

<問い合わせ先>

愛知県政策企画局広報広聴課広報・広聴グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話：052-954-6169（ダイヤルイン）〔担当 青木〕

（調査委託機関）

株式会社 ライフライン

〒444-0936 岡崎市上佐々木町字東屋敷11番地

電話：0564-64-7367

〔担当 長坂〕

愛知県広報の御案内

インターネット



- ・ネットあいち <http://www.pref.aichi.jp/>
- ・ネットあいち（携帯電話） <http://www.pref.aichi.jp/mobile/>
- ・定例知事記者会見 <http://www.pref.aichi.jp/koho/kaiken/>
- ・あいちインターネット情報局 <http://www.doga.pref.aichi.jp/>

テレビ



- ・東海テレビ「SKE48のあいちテル！」 木曜 午後9時54分～10時
 - ・名古屋テレビ「まるまる◎あいち」 木曜 午後6時56分～7時
 - ・「まるまる◎あいち」（再放送） 土曜 午前5時15分～5時20分
- ※放送後、直近の放送回（4回分）を愛知県のホームページから御覧になれます。

ラジオ



- ・CBCラジオ「あいち県政レポート」 第2・4土曜 午前11時25分～11時29分
- ・東海ラジオ「こんにちは愛知県です」 第1・3木曜 午前10時35分～10時38分
- ・@FM「AICHI SATURDAY TOPICS」 第1・3土曜 午前7時30分～7時33分
（アイチ サタデー トピックス）
- ・ZIP-FM「AICHI SUNDAY TIPS」 第1・3日曜 午前7時23分～7時26分
（アイチ サンデー チップス）

※テレビ・ラジオ番組の放送日時は、番組編成により変更になることがあります。

新聞等



- ・「広報あいち」・・・ 県民の皆様へ県政情報を提供しています。（毎月第1日曜日の中日新聞・朝日新聞・読売新聞・毎日新聞、愛知県広報広聴課 HP に掲載。）
- ・「愛知の引力。-3rd Edition-」・・・ 愛知県の魅力を写真で紹介しています。英語版・中国語版（簡体字）もあります。（愛知県広報広聴課 HP（PDF版）、愛知県広報広聴課（県庁本庁舎3階）、県民相談・情報センター、各県民相談室などで無料配布。送料負担で郵送も可。）
- ・「県政ガイドあいち」・・・ 県の施策や暮らしの情報・施設・相談窓口などを紹介しています。（愛知県広報広聴課（県庁本庁舎3階）、県民相談・情報センター、各県民相談室、旅券センター、運転免許試験場などで無料配布。送料負担で郵送も可。）

県職員が直接 出向いて



- ・「県政お届け講座」・・・ 県の施策について、県職員が無料でお伺いして説明します。詳細は、【愛知県広報広聴課 052-954-6169】へお問い合わせください。または、ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/koho/0000036522.html> を御覧ください。

愛知県広聴の御案内

アンケート等



- ・「県政世論調査」・・・ 今、お答えいただいているこの調査です。県民の皆様に関心や意向を把握し、今後の県政推進の基礎資料とするための調査で、年2回実施します。
- ・「県民意見提出制度」（パブリック・コメント制度）・・・ 県の計画・指針などの策定や改定に当たり、幅広く県民の皆様からの意見を求めます。
- ・「県政への御提言」・・・ インターネットを利用して県政に対する意見・提案をお聴きし、県政運営の参考とします。

問5 あなたは、1年間に平均すると、年間どれくらいの金額で「花」を購入していますか。

【○は1つ】

- 1 1,000円未満
- 2 1,000円以上 3,000円未満
- 3 3,000円以上 5,000円未満
- 4 5,000円以上 7,000円未満
- 5 7,000円以上 9,000円未満
- 6 9,000円以上
- 7 購入しない
- 8 わからない

問6 あなたは、暮らしの中で花の活用を推進するために、県民参加型の花のイベントは必要だと思いますか。【○は1つ】

- 1 必要だと思う
- 2 必要ないと思う

問7 あなたは、バレンタインデー（毎年2月14日）に男性から女性に花を贈る「フラワーバレンタイン」を知っていますか。【○は1つ】

- 1 知っている
- 2 知らない

食育に関する意識について

問 8 あなたは、朝食を食べますか。【○は1つ】

- 1 ほとんど毎日食べる (6~7日)
- 2 週4~5日食べる
- 3 週2~3日食べる
- 4 ほとんど食べない (0~1日)

問 9 あなたは、1日最低1食の食事を、家族や友人などと2人以上で30分以上かけてとっていますか。【○は1つ】

- 1 毎日とっている
- 2 概ねとっている
- 3 あまりとっていない
- 4 全くとっていない

問 10 あなたは、自分の適正体重^{*}を認識し、体重コントロールを実施していますか。【○は1つ】

※ “身長 (m) × 身長 (m) × 22” から適正体重を求めることができます。
また、“体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)” で計算した数値 (BMI) が 18.5 未満だと “やせ”、18.5 以上 25 未満だと “標準”、25 以上だと “肥満” となります。

- 1 適正体重を認識し、体重コントロールを実施している
- 2 適正体重を認識しているが、体重コントロールは実施していない
- 3 適正体重を認識していないが、体重コントロールは実施している
- 4 適正体重を認識しておらず、体重コントロールを実施していない

問 11 あなたが、野菜^{*}を食べる頻度はどのくらいですか。【○は1つ】

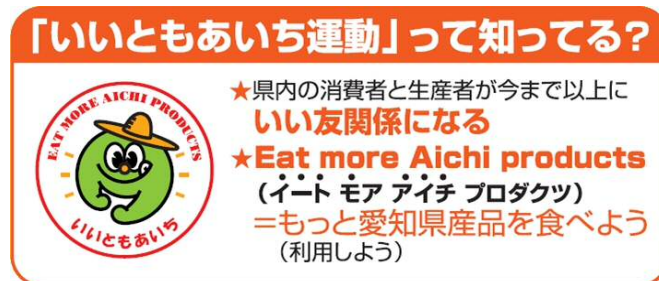
※ ここで言う野菜は、トマト、ほうれん草などの緑黄色野菜や、キャベツ、ナスなどのことです。
イチゴ、メロンなどの果実類やじゃがいもなどのイモ類、シイタケなどのキノコ類は除きます。

- 1 1日3回以上食べる
- 2 1日2回食べる
- 3 1日1回食べる
- 4 ほとんど食べない

問 12 あなたは、食事で心がけていることはありますか。【○は複数可】

- 1 食事のバランス
- 2 適正カロリー
- 3 ダイエットのため食事の量や回数を控える
- 4 塩分を控える
- 5 よく噛んで食べる
- 6 野菜を多く食べる
- 7 腹八分目にする
- 8 特にない

地元で取れた農林水産物を、地元で消費する取組として、愛知県では「いいともあいち運動」を推進しています。



シンボルマーク
《あいまる》

問 13 あなたは、「いいともあいち運動」を知っていますか。【○は1つ】

- 1 よく知っている
- 2 内容はよく知らないが、名前を聞いたことがある、またはマークを見たことがある
- 3 全く知らない

有機農業に関する意識について

「有機農業」とは、化学肥料や農薬を使用しないこと、遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本とした農業です。

問 14 あなたは、有機農業を知っていますか。【○は1つ】

- 1 言葉もその内容も、よく知っている
- 2 言葉もその内容も、だいたい知っている
- 3 内容は知らないが、言葉を聞いたことがある
- 4 知らない

問 15 有機農業は、自然環境や生物多様性に及ぼす影響を少なくする取組です。あなたは、このことを知っていますか。【○は1つ】

- 1 よく知っている
- 2 だいたい知っている
- 3 知らない

問 16 あなたは有機農業で生産された農産物をどのくらい食べていますか。【○は1つ】

- 1 進んで食べている（目安：週に1回以上）
- 2 とまじき食べている（目安：月に1回以上）
- 3 あまり食べていない（目安：年に数回以内）
- 4 全く食べていない
- 5 有機農産物かどうかを意識して食べていない
- 6 有機農産物をどのくらい食べているかわからない

問 17 有機農業で生産された農産物について、あなたはどのようなイメージを持っていますか。
【○は2つまで】

- 1 安全である
- 2 食味が優れている
- 3 栄養が優れている
- 4 環境保全に貢献している
- 5 外観が悪い（虫食いなど）
- 6 値段が高い
- 7 表示がわかりにくい
- 8 その他（)
- 9 特になし

ヘルプマークについて

「ヘルプマーク」とは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるマークのことです。



《ヘルプマーク》

問 18 あなたは、ヘルプマークを知っていますか。【○は1つ】

- 1 知っている
- 2 内容は知らないが、名前を聞いたことがある、またはマークを見たことがある
- 3 知らない

問 19 《問 18 で、「1」又は「2」と答えた方にお聞きします。》

あなたは、どのようにしてヘルプマークを知りましたか。【○は1つ】

- 1 SNS (Twitter、facebook 等のソーシャルネットワーキングサービス) などインターネットを通じて知った
- 2 公共交通機関 (鉄道・バスなど) を利用した際に知った
- 3 テレビや新聞などマスコミを通じて知った
- 4 役所など公的機関で知った
- 5 病院など医療機関で知った
- 6 周囲の人から教えてもらった
- 7 イベント会場で知った
- 8 店舗や会社内で知った
- 9 その他 ()

問 20 ヘルプマークの趣旨を広く理解していただくため、あなたは、愛知県がどのような場所で普及啓発を行うことが最も効果的と考えますか。【○は1つ】

- 1 街中（街頭）での普及啓発
- 2 公共交通機関での普及啓発
- 3 商業施設での普及啓発
- 4 学校での普及啓発
- 5 役所などの公的機関での普及啓発
- 6 病院などの医療機関での普及啓発
- 7 その他（)
- 8 わからない

問 21 ヘルプマークの趣旨を広く理解していただくため、あなたは、愛知県がどのような方法で普及啓発を行うことが最も効果的と考えますか。【○は1つ】

- 1 啓発用ポスターの掲示
- 2 啓発用リーフレットの配架
- 3 啓発物品（オリジナルティッシュ・マスクなど）の配布
- 4 公共交通機関の優先席付近における啓発用ステッカーの掲示
- 5 講演会やセミナー、イベントの開催
- 6 その他（)
- 7 わからない

消費生活に関する意識について

問22 あなたは、現在どのような消費者問題に関心がありますか。【○は5つまで】

- 1 強引な勧誘、不正な販売などの悪質商法
- 2 架空・不当請求や振り込め詐欺などの特殊詐欺
- 3 投資・保険・預金・融資などの金融商品に関するトラブル
- 4 ネット通販、交流サイト、ゲームなどのインターネット・スマートフォン（携帯電話含む）
利用により生じるトラブル
- 5 消費期限や偽装表示、食品添加物など食品の安全性に関する問題
- 6 製品の欠陥や施設・設備の不具合などによる事故
- 7 消費者金融やクレジットの利用などによる多重債務問題
- 8 高齢者の消費者被害の深刻化
- 9 社会経験の少ない若年者の消費者被害の拡大
- 10 個人情報流出問題
- 11 倫理的消費（エシカル消費）※の推進
- 12 その他（）
- 13 消費者問題には関心がない

※ 人や社会、環境に配慮した消費行動のことを「倫理的消費（エシカル消費）」と呼び、フェアトレード商品やエコ商品、リサイクル製品、被災地産品などの購入を積極的に行うことを指します。

問23 あなたは、ここ1～2年の間に購入した商品や利用したサービスについて、以下のような消費者トラブル（困ったり嫌な思いをしたことなどを含む）に遭ったことがありますか。

【○は複数可】

- 1 商品やサービスの品質・機能に不備があった、製品の作動不良・故障が生じたなど
- 2 商品やサービスの利用に伴い病気・けがなどの身体被害や火事・水濡れ・損壊などの財産被害が生じたなど
- 3 価格が他と比べて高かった、不当な二重価格表示※があった、高額な修理代・保証金を請求されたなど
- 4 商品の量・数量が違っていた、不足していたなど
- 5 事実と異なる広告や紛らわしい表示がされていた、表示の内容が不足していたなど
- 6 販売目的を隠して勧誘された、うその説明をされた、説明がなかった、断っているのにしつこく勧誘された、おどされたなど
- 7 契約どおりに履行されなかった、相手が連絡不能になった、商品が届かなかった、違う商品が届いた、偽物であったなど
- 8 返品・返金に応じてもらえなかったなど
- 9 利用した覚えのない請求や不当に高額な請求を受けたなど
- 10 接客態度が悪かった、苦情を言っても対応されなかったなど
- 11 個人情報の流出・漏えい被害に遭ったなど
- 12 食品の消費期限や賞味期限が切れていた、産地や原材料の偽装・異物の混入・食中毒の被害に遭ったなど
- 13 その他（ ）
- 14 トラブルに遭わなかった

※ 「不当な二重価格表示」とは、実際に販売する価格に対し、架空のメーカー希望小売価格や根拠のない市価などを比較対象として併記し、安く見せかけることです。

問24 《問23で、「1」～「13」と答えた方にお聞きします。》

あなたは、その消費者トラブルについて、どこに相談しましたか。【○は複数可】

- 1 お住まいの市町村の消費生活センター（または消費生活相談窓口）
- 2 愛知県消費生活総合センター（県の消費生活相談窓口）
- 3 消費者ホットライン 188（いやや!）※
- 4 独立行政法人国民生活センター
- 5 弁護士、司法書士
- 6 警察
- 7 メーカー、販売店
- 8 業界団体の窓口
- 9 家族、友人、知人
- 10 その他（ ）
- 11 どこにも相談しなかった

※ 「消費者ホットライン 188（いやや!）」は、電話で3桁の「188」番にかけると、お近くの消費生活センターや消費生活相談窓口につながり、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

問 25 《問 24 で、「11」と答えた方にお聞きします。》

あなたがどこにも相談しなかった理由は何ですか。【○は複数可】

- 1 どこに相談したらいいかわからなかったから
- 2 相談しても納得のいく回答を得られないと思ったから
- 3 自分で解決しようと思ったから
- 4 解決が困難だと思ったから
- 5 被害が小さかったから
- 6 時間がかかると思ったから
- 7 自分にも責任があると思ったから
- 8 私的なことなので、相談することではないと思ったから
- 9 面倒だったから
- 10 その他 ()

問 26 愛知県では、「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現」を基本理念として、消費生活に関する施策（消費者行政）に取り組んでいます。あなたは、この理念が実現されるために何が重要だと思いますか。【○は5つまで】

- 1 消費者が困った時に相談できる窓口があること
- 2 消費者と事業者の間に入って、トラブルをあっせん[※]してもらえること
- 3 商品・サービスの安全性など、正しい選択ができるための情報を得られること
- 4 悪質商法や消費者被害など、消費者トラブルに関する情報を得られること
- 5 食の安全・安心が確保されるための取組を行うこと
- 6 商品・サービスの安全が確保されるための取組を行うこと
- 7 悪質な事業者への指導・取り締まりを行うこと
- 8 高齢者等が消費者被害に遭わないための地域の見守り活動を拡大すること
- 9 消費者の意見が事業者や行政に届いて反映されること
- 10 学校教育や地域社会における消費者教育を充実させること
- 11 生活関連物資が安定して供給されること
- 12 その他 ()
- 13 特にない
- 14 わからない

※ 「あっせん」とは、当事者間の交渉が円滑に行われるよう第三者が中に入って、双方の意見を聞いて、それぞれの相手方を取次ぎ、必要に応じ自分の意見も述べてその解決に努力することを言います。

問 27 近年、高齢者を狙った悪質な商法による消費者被害が多くなっています。高齢者等、消費生活上特に配慮を要する消費者が消費者被害に遭わないためには、どのような対策が有効だと思いますか。【〇は3つまで】

- 1 高齢者等本人が、日頃から地域の行事などに参加し、情報交換する
- 2 家族や親族で日頃から話し合いをするよう心掛ける
- 3 近隣同士で声を掛け合うことができる関係をつくる
- 4 地域の様々な人たちによる見守り活動を行ってもらおう
- 5 報道（テレビ、新聞、ラジオ、インターネット等）に被害情報などを取り上げてもらう
- 6 パンフレットなどによる啓発活動を充実する
- 7 悪質な事業者に対する規制や指導を強化する
- 8 行政が、高齢者等と日頃接触のある団体などと連携して注意を呼び掛ける
- 9 その他（)
- 10 わからない



問 28 平成 24 年 8 月に消費者教育推進法が制定され、消費者一人一人が、被害に遭わず、合理的な意思決定ができる「自立した消費者」であるとともに、「消費者市民社会」※の形成に参画していくことが期待されています。あなたは、そのために、どのような機会を利用して消費者教育が行われると効果的だと思いますか。【〇は5つまで】

※ 「消費者市民社会」とは、消費者一人一人が、自らの消費行動が社会、経済、環境に及ぼす影響を理解し、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会を指します。

- 1 小中学校、高等学校等の授業（家庭科、社会科など）
- 2 小中学校、高等学校等の課外授業や見学など
- 3 大学・専門学校等の講義
- 4 大学・専門学校等の講義以外の場（オリエンテーションなど）
- 5 地域（町内会、老人クラブ、PTA 等）での講習会・勉強会など
- 6 職場での講習会・勉強会など
- 7 消費者団体主催の講習会・勉強会など
- 8 事業者や事業者団体主催の講習会・勉強会など
- 9 愛知県や市町村の消費生活センター主催の講習会・勉強会など
- 10 インターネットによる通信教育など
- 11 その他（)
- 12 わからない



「オープンデータ」について

国・自治体・企業などが保有するデータを、企業や個人が自由に編集・加工・再配布などができる状態で公開する取組を「オープンデータ」と言います。

近年、インターネットの普及に伴い、簡単に大量のデータを扱えるようになり、国・自治体・企業などが保有するデータを地域課題の解決や、新しいビジネス等に活用することが期待されています。

そのため、国や愛知県でも「オープンデータ」を推進しています。

問 29 あなたは、こうした「オープンデータ」について、どの程度知っていますか。【○は1つ】

- 1 言葉もその内容もよく知っている
- 2 言葉もその内容も、だいたい知っている
- 3 内容は知らないが、言葉を聞いたことがある
- 4 知らない

「オープンデータ」を推進することで、企業や個人などにより住民のニーズに応じたアプリケーション（ウェブアプリやスマートフォンアプリ等）が作成され、生活に役立つことが期待されています。

実際に、一部地域では、ゴミ出し案内アプリ、公営バス位置情報アプリ、保育所案内アプリといった生活関連サービスが提供されています。

問 30 あなたは、こうした生活関連サービスを利用したことがありますか。また、利用したいと思えますか。【○は1つ】

- 1 利用したことがある
- 2 利用したことはないが、今後利用したいと思う
- 3 利用したいが、利用できない（対象エリアではない、利用できる端末（パソコン、スマートフォン等）を保有していないなど）
- 4 利用したいと思わない

「オープンデータ」を活用した生活関連サービスは、企業などにより有償・無償で提供されているものもありますが、自分たちの住んでいる社会を少しでも良くするために、住民自身が ICT（インターネット等の情報通信技術）を活用して地域の課題を解決する「シビックテック」という市民の活動の中で作成され、提供されているものもあります。

問 31 あなたは、こうした「シビックテック」と言われる市民活動を知っていますか。また、参加したいと思いますか。【○は1つ】

- 1 知っており、参加したことがある
- 2 知っており、機会があれば参加したい
- 3 知らないが、機会があれば参加したい
- 4 知っているが、参加したいとは思わない
- 5 知らないし、参加したいとは思わない

愛知県では、公式 Web サイト「ネットあいち」において、「愛知県オープンデータカタログ※」を試験的に開設し、データの提供を行っています。

※ 愛知県オープンデータカタログ : <http://www.pref.aichi.jp/life/7/>



問 32 あなたは、「愛知県オープンデータカタログ」について知っていますか。また、利用したことがありますか。【○は1つ】

- 1 知っており、利用したことがある
- 2 知っているが、利用したことはない
- 3 知らない

問 33 あなたは、愛知県が「オープンデータ」を推進することで、どのような分野に役立つことを期待しますか。【○は3つまで】

- 1 [地域振興・観光] :地域コミュニティの活性化、山村・離島振興、県内観光、外国人誘客、公共交通利用など
- 2 [生活・文化芸術] : 県民相談、NPO・ボランティア活動、地域文化の振興、芸術活動、自己啓発など
- 3 [防災・安全] : 災害予防・対策、復旧・復興、救助活動、交通事故対策など
- 4 [環境] : 地球温暖化対策、自然環境・動植物の保護、廃棄物対策など
- 5 [健康・福祉] : 健康づくり、子育て、医療、高齢者・障害者福祉、生活保護、食品衛生など
- 6 [産業・労働] : 商工業振興、企業支援、次世代産業、雇用・就職、商店街活性化など
- 7 [農林・水産] : 食育、農業、林業、水産業、畜産業など
- 8 [建設・建築] : まちづくり、道路整備、河川・港湾管理、公園、住宅など
- 9 [教育] : 学校教育、生徒指導、生涯学習など
- 10 その他 ()
- 11 特にない
- 12 わからない

問 34 あなたは、公開されたデータの活用を促進するために、愛知県はどのようなことを実施すべきだと思いますか。【○は複数可】

- 1 「オープンデータ」に関するセミナーやイベントを開催すること
- 2 愛知県内で利用できる生活関連サービスを紹介すること
- 3 県内の特定市町村を対象としたアプリが県内全域で利用できるように調整すること
- 4 愛知県オープンデータカタログを拡充すること（機能追加含む）
- 5 その他 ()
- 6 特にない
- 7 「オープンデータ」を推進するべきではない
- 8 わからない

県営住宅の役割について

住宅に困窮する低額所得者向けに、低家賃で住まいを提供する公営住宅（県営住宅や市町村営住宅）は、現在、県内に約 14 万戸あります。

県営住宅：公営住宅のうち県が建設し、賃貸している住宅のことです。

市町村営住宅：公営住宅のうち市町村が建設し、賃貸している住宅のことです。

問 35 あなたは、県営住宅についてどんなイメージを持っていますか。【〇は1つ】

- 1 住宅に困窮する方のための住宅として役に立っている
- 2 希望通りに入居できず、あまり役に立っていない
- 3 地域の住民との交流が少なく、地域に溶け込んでいない
- 4 その他（ ）
- 5 わからない

問 36 あなたは、県営住宅はどのような役割を果たすべきと考えますか。【〇は2つまで】

- 1 住宅に困窮する低額所得者向けに、低家賃で安定的に住宅を提供する役割
- 2 母子世帯・老人世帯・障がい者世帯など住宅の確保に特に配慮を要する方向けに、低家賃で安定的に住宅を提供する役割
- 3 離職者、ホームレスなどに対し、社会復帰までの短期的な（期限付きの）住宅を提供する役割
- 4 季節労働者、外国人労働者など産業構造を下支えしている世帯向けに、住宅を提供する役割
- 5 過疎地域での定住促進のために、住宅を提供する役割
- 6 その他（ ）
- 7 わからない

問 37 公営住宅は、現在、愛知県内に県営住宅が約 6 万戸、市町村営住宅が約 8 万戸あり、適宜、入居募集をしています。あなたは、公営住宅の戸数を今後どうするべきと考えますか。

【〇は1つ】

- 1 公営住宅への入居希望者が全員入居できるよう戸数を増やすべき
- 2 県営住宅は現在の戸数のままとし、市町村営住宅の戸数をもっと増やすべき
- 3 県営住宅も市町村営住宅も、現在の戸数のままでよい
- 4 公営住宅への入居対象者をもっと限定し、戸数は減らすべき
- 5 公営住宅は全廃し、住宅に困窮する低額所得者には家賃補助をするなど別の方法に転換すべき
- 6 その他（ ）
- 7 わからない

問 38 県営住宅は、住棟のほかに共同施設として集会所、児童遊園などが整備され、一部は地域に開放されています。あなたは、これらの施設を利用したことがありますか。または今後利用したいですか。【○は1つ】

- 1 利用したことがあります、今後も利用したい
- 2 利用したことがあるが、今後は利用したくない
- 3 利用したことはないが、今後は利用したい
- 4 利用したことはなく、今後も利用したくない
- 5 その他 ()
- 6 わからない

問 39 あなたは、県営住宅の建替の際に生じることのある、県営住宅用地として利用していない土地に、地域に資する施設を誘致することについてどのように考えますか。【○は1つ】

- 1 誘致は必要だと思う
- 2 誘致は必要ないと思う
- 3 わからない

問 40 《問 39 で、「1」と答えた方にお聞きします。》

あなたは、県営住宅の建替の際に生じることのある、県営住宅用地として利用していない土地に、どのような施設を誘致することを期待しますか。【○は2つまで】

- 1 地域の高齢者に対する支援や交流の場としての高齢者福祉施設
- 2 地域の子育て支援のため、保育や相談、交流ができる施設
- 3 地域の障がい者に対する支援や交流の場としての障がい者福祉施設
- 4 地域住民の交流の場としてのコミュニティ施設
- 5 民間事業者の住宅
- 6 民間事業者の事業用施設
- 7 その他 ()
- 8 わからない

問 41 あなたは、地域の防災対策として、今後、県営住宅はどのようなことに取り組むべきと考えますか。【○は2つまで】

- 1 被災者の居住先となるよう県営住宅の建物の耐久性の向上
- 2 地域の非常用物資、食料等の備蓄場所の確保
- 3 地域の非常用電源や給水施設の整備
- 4 地域での総合的な防災訓練の実施
- 5 その他 ()
- 6 わからない

御意見をお聞きするのはこれで終わりですが、回答を統計的に分析するために、あなた御自身のことについてお聞きします。

該当する番号に○を付けてください。【○はそれぞれ1つ】



太枠内に御記入ください。

F 1 〈性別〉

あなたの性別をお聞かせください。

①男性

② 女性

F 2 〈年齢〉

あなたの年齢（満年齢）はおいくつですか。
（平成 30 年 7 月 1 日現在）

① 18・19 歳

⑤ 50～59 歳

② 20～29 歳

⑥ 60～64 歳

③ 30～39 歳

⑦ 65 歳以上

④ 40～49 歳

F 3 〈地域〉 あなたのお住まいの地域はどこですか。

① 名古屋地域

名古屋市

② 尾張地域

一宮市・瀬戸市・半田市・春日井市・津島市・犬山市・常滑市・
江南市・小牧市・稲沢市・東海市・大府市・知多市・尾張旭市・
岩倉市・豊明市・日進市・愛西市・清須市・北名古屋市・弥富市・
あま市・長久手市・愛知郡・西春日井郡・丹羽郡・海部郡・知多郡

③ 西三河地域

岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・知立市・
高浜市・みよし市・額田郡

④ 東三河地域

豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・北設楽郡

F 4 〈職業〉 あなたの御職業は、次のどれに当たりますか。パートタイマーや内職をしている方も勤め人としてお答えください。

【複数の御職業をお持ちの方は、主なもの1つに○を付けてください。】

【自営業】

【勤め人】

【無職】

① 農林漁業

④ 管理職

⑧ 家事専業

② 商工サービス業

⑤ 専門技術職

⑨ 学生

③ 自由業

⑥ 事務職

⑩ その他

⑦ 労務職

本調査に御協力いただき、誠にありがとうございました。

全ての質問にお答えいただいていなくても結構です。

同封の封筒に入れて、ポストに入れてください。

【切手は不要です。】



政策企画局広報広聴課